

地方議会における議長選挙の状況

議会改革度調査2025

設問30 『議長選挙のあり方について』 より

1. 総括コメント

《要点》

- 議長は単なる議事進行役ではない。民主的意思決定機関の最高責任者。
- 執行機関の長である首長は、自らの理念や政策、公約を住民に示し、住民の選択によって選ばれる。一方、二元代表制の一翼を担う議会のリーダーである議長は、多くの場合、その理念や目指す議会像が十分に示されないまま選出されている。
- これからの議長選挙に求められるのは、投票方法を公開することだけではない。候補者が理念や政策、目指す議会像を明らかにし、議員はその理念に基づいて判断し、住民に対して「なぜその候補者を選んだのか」を説明できること。

地方議会は、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など、自治体の将来を左右する重要な意思決定を担う機関である。そして、その議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会全体を統理する責任を負うのが議長である。
議長は単なる議事進行役ではない。議員一人ひとりが十分な議論を尽くし、公平・公正な手続のもとで議会としての意思決定が行われるよう導くとともに、住民から負託された議会の使命を果たす責任を担う議会という**民主的意思決定機関の最高責任者**である。

そのような重要な役職であるにもかかわらず、今回の調査では、候補者が本会議で所信やマニフェストを表明している議会は9.2%、本会議以外場で表明している議会は32.3%にとどまり、「該当するものはない」と回答した議会は55.9%に上った。また、動画配信やウェブサイトでの公開、候補者への質疑など、住民にも選挙過程を開こうとする取組は、なお少数にとどまっている。

一方で、この調査からは希望も見えてくる。北海道をはじめ、東北・関東・甲信越などでは、所信表明に加え、動画配信、資料公開、候補者への質疑などを組み合わせ、議長選挙を「議会の理念や方向性を議論する場」と位置付ける先進的な取組が始まっている。特に登別市議会では、調査項目に掲げたすべての取組を実施しており、議長選挙の新しいモデルを示している。
また、こうした先進事例は、大規模な議会だけで見られるものではない。町議会を含む比較的小規模な議会にも数多く存在しており、議長選挙の透明性は議会の規模や財政力ではなく、「議会は住民に説明責任を負う」という理念を共有できるかどうかによって実現できることを示唆している。

その一方で、都道府県議会では、所信表明や公開の取組は極めて限定的であった。議会の規模が大きくなり、会派中心の運営が強くなるほど、議長選挙の過程が住民から見えにくくなる可能性も考えられる。この点は、今後さらに検証を深めるべき重要な論点である。
近年、議長選挙をめぐる不祥事が社会的な関心を集めている。しかし、本質的に問われているのは、一部の不適切な行為だけではない。誰が、どのような理念で議長を目指し、議員は何を基準に候補者を選択したのか。その意思決定のプロセスが住民から見えないという構造そのものが、議会への信頼を損なう要因になっているでは。

執行機関の長である首長は、自らの理念や政策、公約を住民に示し、住民の選択によって選ばれる。一方、二元代表制の一翼を担う議会のリーダーである議長は、多くの場合、その理念や目指す議会像が十分に示されないまま選出されている。この違いは、地方自治における説明責任の在り方を改めて問い掛けている。
議長選挙は、単に議長を選ぶための選挙ではない。議会がどのような組織を目指し、どのような議会運営を行い、どのように住民の負託に応えていくのか。その未来を議員一人ひとりが選択し、その責任を共有する民主的な意思決定の場である。

だからこそ、**これからの議長選挙に求められるのは、投票方法を公開することだけではない。候補者が理念や政策、目指す議会像を明らかにし、議員はその理念に基づいて判断し、住民に対して「なぜその候補者を選んだのか」を説明できること**である。

議長選挙の透明性とは、単に選挙の過程を公開することではない。議会が目指す未来と、その未来を誰に託すのかという理由を住民と共有することである。
そして、議長選挙とは、議長を選ぶための選挙ではなく、住民から負託された議会が、どのような責任を果たしていくのかを議員自らが選択し、その理由を住民に説明するための民主的なプロセスなのである。

2. 地方自治法に定められている地方議会の議長の権限と選び方から議長の役割について考える

地方議会の役割は？その権限は？（地方自治法より）

第六章 議会 第一節 組織

第八十九条 普通地方公共団体に、その**議事機関**として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該**普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。**

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、**普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。**

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を**議決しなければならない。**

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（その他、「権限」については第97条～100条の2を参照）

重要な意思決定をする議会の長である議長とは？

第四節 議長及び副議長

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

② **議長及び副議長の任期は、議員の任期**による。

第百四条 普通地方公共団体の議会の**議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。**

第百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする 訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第百七条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

地方自治法
第89条～108条
より

議長とは「議会という民主主義を機能させる機関の最高責任者」である

地方議会は、第89条において、住民から直接選挙で選ばれた議員によって構成される「議事機関」と位置付けられている。そして、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定をはじめ、自治体経営の根幹に関わる重要事項を議決するとともに、行政に対する検査や調査などの権限を行使する、地域における最も重要な意思決定機関である。このように地方議会は、住民の代表機関として地域の未来を左右する重要な判断を担い、その一つひとつの議決には住民生活や地域の将来に対する大きな責任が伴う。

その**議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する責任を負うのが議長**である。

しかし、この条文が意味するところは、**単に会議を円滑に進行する「司会者」という役割ではない**。議長は、**議員一人ひとりが自由かつ十分に議論を尽くし、公正で適正な手続のもとで議会としての意思決定が行われるよう、議会全体を統括する責任者**である。議会がその権限を適切に行使し、住民から負託された使命を果たせるよう導くことこそ、議長の本来の責務である。

また、議長は**議会を対外的に代表する存在**でもある。その**言動や判断は議会全体への信頼に直結する**。だからこそ、**公平・公正な立場を堅持するとともに、議会の品位を保持し、円滑な議会運営を実現する高い見識、調整力、そして強い責任感**が求められる。

さらに近年では、議長に期待される役割は議事運営にとどまらない。議会改革の推進、委員会活動の活性化、議会事務局との連携、議員間の合意形成、人材育成、さらには住民との対話の充実など、**議会という組織そのものの機能を高めるリーダーシップ**が強く求められている。

議長とは、単なる「議会の代表者」でも「議事進行役」でもない。住民から負託された議会が、その権限を最大限に発揮し、地域の未来に責任ある意思決定を行うことができるよう、**議会という民主的意思決定機関全体を機能させる最高責任者**である。

3. 全国の地方議会の議長選挙の状況について（『議会改革度調査』2025より）

設問30 議長選挙のあり方について該当するものはありますか？（2025年末時点）

回答項目	全体 (%)	村 (団体数)	町 (団体数)	市 (団体数)	23区 (団体数)	都道府県 (団体数)
議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）	9.2%	3	61	63	0	0
議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場合（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する	32.3%	23	131	291	0	3
議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する	10.8%	3	27	121	0	0
議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）	1.6%	0	4	19	0	0
議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する	3.0%	0	12	29	0	0
議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる	5.8%	4	20	55	0	2
議長選挙は行わない	0.6%	2	4	0	1	1
該当するものはない	55.9%	62	273	371	22	42

※団体数については、回答が複数回答のため重複して回答している場合があります。
（例）都道府県で「該当する者はない」と回答していても別の項目にチェックを入れている団体がありますので合計すると団体数が48となっています。

(n = 1376)

クロス集計①

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外 の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明してい る動画を議会のウェブサイトで配信する
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布 する（紙媒体）
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェ ブサイトで公開する
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対し て、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

登別市議会（北海道）

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

常陸太田市議会（茨城県）

クロス集計③

該当	回答項目
☐	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
☐	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外 の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
☐	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明してい る動画を議会のウェブサイトで配信する
☐	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布 する（紙媒体）
☐	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェ ブサイトで公開する
☐	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対し て、議員が質問できる
☐	議長選挙は行わない
☐	該当するものはない

奥州市議会（岩手県）

つくば市議会（茨城県）

クロス集計④

該当	回答項目
☐	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
☐	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外 の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
☐	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明してい る動画を議会のウェブサイトで配信する
☐	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布 する（紙媒体）
☐	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェ ブサイトで公開する
☐	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対し て、議員が質問できる
☐	議長選挙は行わない
☐	該当するものはない

船橋市議会（千葉県）

可児市議会（岐阜県）

クロス集計⑤

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外 の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明してい る動画を議会のウェブサイトで配信する
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布 する（紙媒体）
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェ ブサイトで公開する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対し て、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

我孫子市議会（千葉県）

長与町議会（長崎県）

クロス集計⑦

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外 の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明してい る動画を議会のウェブサイトで配信する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布 する（紙媒体）
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェ ブサイトで公開する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対し て、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

- 栗山町議会（北海道）
- 下川町議会（北海道）
- 芽室町議会（北海道）
- 妙高市議会（新潟県）
- 丹波市議会（兵庫県）
- 上牧町議会（奈良県）

クロス集計⑧

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場合（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

蔵王町議会（宮城県）

阿賀野市議会（新潟県）

亀岡市議会（京都府）

熊取町議会（大阪府）

クロス集計⑨

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場合（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

佐倉市議会（千葉県）

松崎町議会（静岡県）

神河町議会（兵庫県）

田川市議会（福岡県）

クロス集計⑪

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場合（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

北海道
岩手県
宮城県
宮城県
秋田県
山形県
茨城県
栃木県
群馬県
千葉県
神奈川県
新潟県
石川県
長野県
三重県
大阪府
兵庫県
和歌山県
岡山県
佐賀県
宮崎県
鹿児島
沖縄県

芦別市議会・福島町議会・七飯町議会
久慈市議会・遠野市議会
名取市議会・川崎町議会
涌谷町議会
横手市議会
河北町議会
取手市議会・牛久市議会・那珂市議会
足利市議会
板倉町議会
東金市議会・鴨川市議会
茅ヶ崎市議会・愛川町議会
柏崎市議会・上越市議会
津幡町議会
千曲市議会
松阪市議会
豊能町議会
西脇市議会
かつらぎ町議会
真庭市議会
基山町議会
都城市議会
阿久根市議会・薩摩川内市議会
那覇市議会・北中城村議会

クロス集計⑩

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場合（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する
○	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

- 阿賀町議会（新潟県）
- 南部町議会（鳥取県）
- 吉賀町議会（島根県）
- 伊万里市議会（佐賀県）

クロス集計⑥

該当	回答項目
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）
○	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する
	議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する
	議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる
	議長選挙は行わない
	該当するものはない

おおい町議会（福井県）
新見市議会（岡山県）
内子町議会（愛媛県）

4. 考察

「東日本の方が活発」という傾向が一定程度見える

北海道、東北、関東、甲信越に、複数の取組を組み合わせている議会が比較的多く見られる。特に目立つのは次の地域。

- ・ **北海道**：登別市、栗山町、下川町、芽室町、清水町、新十津川町など
- ・ **岩手県**：奥州市、滝沢市、二戸市、大槌町、金ヶ崎町など
- ・ **宮城県**：蔵王町、角田市、柴田町、大河原町など
- ・ **茨城県**：常陸太田市、つくば市、石岡市など
- ・ **千葉県**：船橋市、我孫子市、佐倉市、野田市、流山市など
- ・ **新潟県**：妙高市、阿賀野市、阿賀町、長岡市、新発田市など
- ・ **長野県**：安曇野市、松本市など

- 北海道・東北では、都市部だけでなく町村議会にも取組が広がっている点が特徴的
- 所信表明だけでなく、動画配信、資料公開、質疑などを組み合わせる議会も多い

議長選挙の透明化は、全国に一様に広がっているというより「北海道・東北から関東・甲信越」にかけて複数の先行議会が連なっているという仮説は立てられるのではないか。
(今後、検証が必要)

特に注目すべき地域は北海道

地域的な特徴として最も印象的なのは「北海道」。

特に「登別市議会」は設問で示された六つの取組

- ・本会議での所信表明
- ・本会議以外での所信表明
- ・動画配信
- ・紙による資料配布
- ・ウェブサイトでの公開
- ・候補者への質疑

のすべてに該当している。

- 栗山町議会、下川町議会、芽室町議会では、本会議での所信表明、動画配信、ウェブサイト公開を組み合わせている。
- 清水町議会では、本会議以外での所信表明に加えて、ウェブサイト公開と候補者への質疑が行われている。

北海道は、議会基本条例や議会報告会など、地方議会改革の先行事例が生まれてきた地域。
この資料だけから因果関係までは言えないが、**従来からの議会改革の蓄積が、議長選挙の公開性や説明責任にも波及している可能性がある。**

大都市よりも町村や地方都市に先進例がある

必ずしも人口規模の大きな議会が先行しているわけではない。
本会議で候補者が所信やマニフェストを表明している団体数は

- ・市63団体
- ・町61団体
- ・村 3団体

回答数そのものは市の方が多いことを考えると

町議会の存在感はかなり大きい。

- 特徴的な組合せを実施している議会
栗山町議会、下川町議会、芽室町議会、清水町議会
蔵王町議会、熊取町議会、松崎町議会、新十津川町議会
など、町議会が多数含まれている。

議長選挙の透明化は、議会規模や職員数の多さによって決まるものではなく、議会改革に対する問題意識や、議会内部の合意によって実現できるという重要な示唆が得られるのではないかと考えられる。

むしろ、小規模議会では議員同士の議論や制度変更の合意形成が比較的行いやすく、改革を機動的に進められる可能性もあるのではないか。

都道府県議会は“むしろ取組が弱い”

都道府県議会は

- ・ 本会議での所信表明 0団体
- ・ 動画配信 0団体
- ・ 紙による資料配布 0団体
- ・ ウェブサイトでの公開 0団体
- ・ 本会議以外での所信表明 3団体
- ・ 候補者への質疑 2団体
- ・ 「該当するものはない」 42団体

複数回答の重複には注意が必要だが、全体として

都道府県議会では議長選挙の透明性を高める取組が極めて限定的。

都道府県議会は議員数も多く、会派政治の影響も強く、議長候補者の調整が会派間や内部協議で行われやすいと考えられる。
その結果、住民から見える場で理念や方針を競う選挙ではなく、**会派間の人事調整として議長選挙が処理されている**可能性があります。

議会の規模が大きくなり、会派中心の運営が強まるほど、議長選挙のプロセスは住民から見えにくくなるのではないか。

「表明する議会」と「住民に見せる議会」には差がある

- ・ 候補者が本会議以外場で所信を表明する議会 32.3%
- ・ 動画配信 10.8%
- ・ ウェブサイトでの公開 3.0%

■ 議長選挙の透明化には「二つの段階」がある。

第一段階は「議員同士が候補者の考えを知る」こと

第二段階は「その考えや選考過程を住民にも見せる」こと

多くの議会は第一段階には進みつつあるが、第二段階までは進んでいない。

議長選挙改革は

- ① 「密室での調整」
- ② 「議員間での所信表明」
- ③ 「本会議での公式な所信表明」
- ④ 「動画・資料による住民への公開」
- ⑤ 「候補者への質疑と比較」
- ⑥ 「選択理由の説明」

この6つの発展段階で捉えることができるのではないか。

5. 調査概要 & 連絡先

調査結果（概要）

● 調査概要

- 1 調査実施期間：2026年1月5日（月）から2026年3月31日（火）まで
- 2 調査対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日 ※2025年中の取り組み
- 3 調査対象：47都道府県議会、815市区議会、926町村議会 全1788議会
- 4 回答率：76.7%（1372/1788議会）
〔内訳：都道府県100% / 市93.7%（政令市100%/中核市98.4%/一般市93.1%） / 特別区100% / 町63.7%/村47.5%〕
- 5 調査目的：
(1)全国の議会改革がどのような状況・傾向にあるか、確認する指標として活用する。
(2)議会自身が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし善い政治を競う「善政競争」を促す。
- 6 調査の観点：地域経営の観点から議会が果たすべき役割として3つの柱で数値化し、ランキング化した。
(1)政策力の強化（新しい技術も活用しながら、政策形成・政策提言を議会として行う）
(2)主権者の参画（主権者である住民の意見を政策に反映させる仕組みの構築と実践）
(3)議会機能の強化（二元代表制の一翼を担う機関として、事務局を含めた議会全体の機能の強化）

7 調査ポイント：

調査を開始した2010年の頃は『議会がどのような活動を行っているのか』を重点としていたため、様々な活動をしている（チェックがたくさんつく）議会が高得点となり、ランキングでも上位になった。その後、「議会が活動しても、それが地域の課題を解決したり、地域の未来を創造することにつながっていなければ議会は本来の役割を果たしたとは言えないのではないか」という観点に立ち、「地域経営に貢献する議会活動」に着目するようになり、毎年配点区分の修正を行ってきた。今回調査では、地域の特性を踏まえた上で、議会が「縮小」や「廃止」など、ビルドアンドスクラップの提言を行うこと、マニフェストや戦略・計画に基づいた議会活動を実施すること、検証・評価の仕組みを整え、住民に公表していること、議会内部の改革に留まらず、幅広い人材・組織と連携していること、生成AIの活用などに配点の力点を置いた。

文書責任者 & 連絡先 : 中村 健 (早稲田大学デモクラシー創造研究所 地域経営部会長)

mani@maniken.jp